

長崎県告示第609号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和6年長崎県告示第389号）の一部を次のとおり変更し、令和6年12月13日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年12月13日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年7月1日から令和7年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>40,200 トン</u>	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年7月1日から令和7年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>35,500 トン</u>
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年7月1日から令和7年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>37,300 トン</u> 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年7月1日から令和7年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>32,800 トン</u> 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準